

## 令和5年度 第3回 京都市高齢者施策推進協議会 摘録

日 時 令和5年9月21日（木）午後5時00分～午後6時40分

場 所 Zoomによるオンライン開催

出席委員 福富会長、谷口副会長、麻田委員、荒川委員、岩井委員、内山委員、奥野委員、奥本委員、加藤委員、川添委員、北川委員、源野委員、児玉(賢)委員、児玉(直)委員、清水(紘)委員、清水(美)委員、竹内委員、中川委員、中村委員、檜谷委員、平田委員、平野委員、牧 委員

欠席委員 荻野委員、河合委員、田中委員、橋元委員、山岡委員

事務局 谷利局長、米津部長、阪本室長、藤田部長、遠藤課長、菅野課長、平田課長、木下課長、岡課長、田賀課長

（開会）午後5時00分

<司会>米津部長

<開会あいさつ>谷利局長

<委員、事務局の紹介>米津部長

<会議成立の報告>米津部長

### <協議事項1・2>

京都市成年後見利用促進計画の一体的策定について

第9期京都市民長寿すこやかプランについて

#### <事務局説明>

資料1 京都市成年後見利用促進計画の一体的策定について

資料2 第9期京都市民長寿すこやかプランについて

#### <意見交換・質疑>

（内山委員）

外国人介護人材の受け入れについて、日本語教育や介護研修を実施しているという説明がございましたが、京都市としては、積極的に進めていくという方針でしょうか。

また、御指摘のように介護人材の給与が相当低いというのが実態ですので、京都市が独自に月1～2万円の補助金で給与を改善していただけないでしょうか。

(平田課長)

まず、外国人介護人材の確保について、京都市として受け入れを進めていく方針かどうかということでございます。

本市としては、介護の担い手確保というのは喫緊の課題と認識しております。特に、外国人介護人材を受け入れていくということは、非常に重要であると認識しており、進めていきたいと考えております。

一例として、日本語能力と介護技術の研修を挙げておりますが、京都府でも同内容の研修を実施しております。しかしながら、その内容は計2日間で、17時間程度の研修内容になっておりますので、京都市独自の取組として、充実した内容で展開しているところです。介護事業者の皆様からも、日本語能力が低いことによって、介護現場においてコミュニケーションがとれないのではないかとという心配の声もございます。こうした研修の中で、着実に対象の方を養成していければと考えております。

次に、介護職員の賃金水準の引き上げを本市独自に実施できないかという御意見でございます。

介護保険制度につきましては、全国一律の制度になっておりますので、本市独自で賃金水準を上げることや、補助を実施することは、非常に難しいですが、これまでから、国に対して、介護報酬の中で、しっかりと手当していくべきということを要望しております。また、介護職員だけではなく、ケアマネジャーを含めた介護に従事する方の賃金水準も上がるように要望しているところでございます。

(内山委員)

外国人介護人材の研修につきまして、講師によって研修の効果が随分違うようです。担当の講師の情報について教えてください。

(平田課長)

日本語能力や介護技術研修の講師の方につきましては、京都YMCAにおいて、専門学校から募集していただくようお願いしているところです。

コロナ禍の中でオンラインも併用しながら実施してきたところですが、やはり対面で講義する方が身につくということもありますので、今後はすべて対面で実施していきたいと考えております。

(中川委員)

スライド20の重点取組I「健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進」の取組の一つに「プラスせんぼ」がありますが、こうした取組について、どれくらいの方が参加されているか等、把握していますか。また、このほかに健康づくりに関する取組はございますでしょうか。

また、すこやかアンケートの若年者調査の結果を見ていると、「あなたは定期的に歯科受診（健診を含む）をしていますか。」という質問について、生活が困難な方ほど、歯科検診を受診されてないという結果が出ておりますので、そういう方に対して何か補助等は実施していただくことはできますか。

（木下課長）

「プラスせんぼ」について、具体的にどれくらいの方が実施しているかという統計データは、現状取っておりません。その他の健康づくりの取組について、「プラスせんぼ」、いきいきシニアポイント等で「歩く」ということをメインに取組を実施しているほか、各種健康診断やがん検診、保健福祉センター等で様々な普及啓発等の取組を実施しております。

（阪本室長）

歯科検診について、費用を助成するという事はしておりませんが、歯科検診が困難な方への支援については、引き続き検討してまいります。

（檜谷委員）

第9期プランにおいて高齢者の生活ニーズに合った住まいの提供という文言を盛り込んでいただいて大変心強く思っていますが、実は高齢者住宅のバリアフリー改修については、京都府全体で見ても、まだかなり低調に留まっております。

当初国が掲げた目標がかなり高かったため、その見直しもされているようですが、近畿圏の他の自治体の中でも、京都は比較的高齢者住宅のバリアフリー改修が進んでいないという状況で、非常に限定的にしかサポートされていないという実態があります。高齢者が望まれる環境の中で暮らし続けられるよう、様々な支援の形について工夫をしていただけるとありがたいなと思います。

（遠藤課長）

御指摘のとおり、京都市は古い木造住宅が多いということ等もございまして、なかなか完全なバリアフリーに近づけた住宅の整備が難しいという背景があると考えております。

そういった中ではございますが、高齢者の住環境を整備していくことは重要でございますので、介護保険の住宅改修の制度をしっかりと周知し、必要な改修をしていただくことや、本市の住宅関係部局や居住支援法人といった住宅関係の支援者の方とも連携を深めながら、高齢者の住まいが提供され、住環境が整備されるよう、取組を進めていきたいと考えております。

＜協議事項 3＞

第 9 期介護保険事業計画における介護サービス量の推計・整備等目標数の設定について

＜事務局説明＞

資料 3 第 9 期介護保険事業計画における介護サービス量の推計・整備等目標数の設定について

＜意見交換・質疑＞

(内山委員)

スライド 8 について、75 歳以上の第 1 号被保険者数を記載していますが、加えて 85 歳以上の第 1 号被保険者数も記載してはいかがでしょうか。

65 歳以上の就業者が 1 千万人近くになっています。85 歳以上では介護サービスや介護施設の利用率が急上昇しますので、御検討をお願いいたします。

(遠藤課長)

御指摘のとおり、要介護認定を受けられる方は、だいたい 80 歳を超えたあたりから急激に増加をしていくと認識しております。

これまで京都市に限らず国も含めてですが、人口の区分として、65 歳以上を高齢者と言いつ、75 歳以上を後期高齢者と言ってきたため、このように区分して運用されてきたところがございます。

また御指摘のとおり、2025 年には「団塊の世代」の方が 75 歳になりますので、前期・後期高齢者という区分ではだんだん状況が見えにくくなってきております。この部分の取り扱いにつきましては、国でも同じような問題意識を持っておられるかと思つます。国の検討状況も見ながら、本市においても分析の仕方を検討してまいりたいと思つます。

＜協議事項 4＞

公設単独ショートステイの今後の方向性について

＜事務局説明＞

資料 4 公設単独ショートステイの今後の方向性について

＜意見交換・質疑＞

(檜谷委員)

利用されている方は週末利用が多いということでしたが、これは同居家族のレスパイト利用、休息利用というわけではないのでしょうか。週末利用が多くなっているのはなぜか分析されていますか。

介護をされている家族の休息のための週末利用ということであれば、施設をなくしていくときには配慮していくべき問題かと思つますが、転換に際して検討すべきことの中に記

載がないように思いますので、説明していただけるとありがたいです。

(平田課長)

公設単独ショートステイや老人福祉施設の事業所等の皆様から、土日などの週末の利用が多いという話は聞いております。平日も含めて利用が変わらないという事業者もありますが、介護者の都合に合わせて利用者の方が週末に利用される傾向があると認識しております。

公設単独ショート3施設における直近の利用のされ方、曜日別の利用状況を確認しましたところ、平日の利用と週末の利用に大きな差はなかったという状況でした。京都市全体の曜日別の利用状況というのを把握しているわけではございませんが、ショートステイの利用状況については、地域によって異なるとは思いますが、市内のほとんどのショートステイで週末利用が多いとは限らないとは考えております。

(檜谷委員)

地域によってはそのような週末利用が多くなっており、介護をされている家族の休息に繋がっているのであれば、その配慮が必要かと思っておりますので、提言の中で「地域の状況にも配慮しながら、」等の文言が入ると良いと思いました。

(源野委員)

説明の中で小規模多機能型居宅介護事業所等が増えてきている、という話がありましたが、小規模多機能の場合は、365日サービスを提供しておりますので、土日もそのような泊まりのニーズがあれば対応されます。一方で、ショートステイを利用される方というのは、基本的に通所サービス、訪問介護や訪問看護等、在宅サービスと組み合わせて利用されていきますので、デイサービスは土日にお休みをされている事業者が多いことや、ヘルパー等の人員確保がどうしても土日は手薄になることから、ショートステイで安全確保やケアを受けるという方がレスパイトよりも増えてきているのではないかと現場では感じております。

(福富会長)

この提言を行うことについての反対意見はなかったように思います。

提言内容については、「地域の状況も踏まえて転換を」という文言を加えていただけたらという御意見もございましたので、それも含めまして、今後、私と事務局で提言をまとめさせていただくという形にさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは事務局と協議をいたしまして、最終的な提言をまとめさせていただきます。

最終的な提言については、また事務局から皆様にメールでお知らせをさせていただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

#### <協議事項5>

短期集中運動型デイサービスの短時間型デイサービスへの統合について

#### <事務局説明>

資料5 短期集中運動型デイサービスの短時間型デイサービスへの統合について

#### <意見交換・質疑>

(麻田委員)

この事業は効果の見込める事業ですので、単独運用が難しい中、統合されることによって、より効果が見込まれるものになるのは喜ばしいことだと思います。ただ、一度このサービスを利用して、自立しても、また機能低下により対象になっていくものと予想されますが、加算を算定できるインターバルというのは設けられる予定でしょうか。事業者によっては、加算が取れるため、このインターバルを短くするというようなことが生じないでしょうか。

(菅野課長)

短期集中運動型デイサービスは原則3か月、最長6か月の利用が可能で、サービス終了後、現行制度においては、6か月のインターバルを設けております。

また、委員御指摘のとおり、短期集中運動型デイサービスを利用された後、またこのサービスに戻ってこられるという方も確かにいらっしゃいます。このインターバルの期間が現状で良いのか、他の方法が良いのかにつきましては、本協議会等において、御意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

(清水(美)委員)

現在、短期集中運動型デイサービスは、2事業所しかないもので、限られた行政区でしか利用できないかと思いますが、統合によってすべての行政区に事業所があるようになればありがたいことだと思います。

要支援認定を受けていない事業対象者の方も受けられると認識しておりますが、現在、何名ほど利用されているのでしょうか。今後、事業対象者の方への周知についてもお願いしたいと思います。

(菅野課長)

事業対象者の方も対象であり、令和5年5月の利用実績につきましては、利用総数30人、うち事業対象者7人となっております。

今回、制度を拡充していくという中で、短期集中運動型の周知も含めまして、たくさんの

方に御利用いただけるように広報をしてみたいと考えております。

<報告事項1>

令和4年度高齢サポート（地域包括支援センター）の運営状況等について

<事務局説明>

資料6 令和4年度高齢サポート（地域包括支援センター）の運営状況等について

<意見交換・質疑>

（内山委員）

ひとり暮らし高齢者訪問に関連して、京都市で、孤独死した方の数値は把握されていますでしょうか。そうであれば、孤独死の問題についてコメントいただきたいと思います。

（岡課長）

孤独死について、当課で集計をしておらず、把握しておりません。

孤独・孤立の結果、孤独死に繋がるという連動するものだろうとは考えておりますが、現状、数は把握しておりません。

（福富会長）

孤独死は非常に重大な問題ですので、また何らかの形で状況把握を御検討いただけるといいかなと思います。

（以上）